第三十六号(二〇〇三)二〇五—二一小山工業高等専門学校研究紀要

兀

足利直義論

A Study of Ashikaga Tadayoshi

中

田

伸

はじめに

を窺い知ることができる。 弼たり。四海の安危ひとへにこの人の力に懸かる」とあり、信頼の篤さ その願文の一節に「ただ爪牙の良将たるのみにあらず、すでに股肱の賢 記している。光厳上皇は石清水八幡宮に勅使を派遣して平癒を祈られた。 の政道はいたづら事なるべしと、嘆かぬ者もなかりけり。」と「太平記」は 復につとめたので、北朝の公家や寺社の間に声望が高まった。一三四二 理性的な政治家である直義は、建武式目を政道の指針に据えて秩序の回 法曹官僚を指揮し、安堵方、禅律方、官途奉行などを掌握した。実直で た。尊氏は足利家の当主として御家人を統率し、恩賞を所管し、守護の 三六(建武三)年十一月、京都に幕府を開くと、兄弟で二頭政治を行っ 共にし、要所要所で兄を叱咤激励して、政権の獲得に向かわせた。 任免権を握った。一方、直義は最高議決機関である評定会議に参画し、 実兄に高氏、後の征夷大将軍尊氏がいる。兄の挙兵したときから行動を 〇六(徳治元)年に生まれた。幼名は忠義。(一説に高国)。一歳年上の (暦応五)年二月に重病に陥ったときには、京中の貴賤を心配させ、「天下 足利直義は、足利貞氏を父とし、上杉頼重の娘清子を母として、

を築こうと模索を始めた結果とも言える。 で、権門家と摩擦を起こした。彼らが己の実力に目覚め、新しい秩序財力を背景にして驕る者があり、一部の者は、古い秩序や価値観を軽ん上」といった言葉で表されることがあるが、新興領主のなかには、武力やにおいても進行していた。この時代の風潮は「自由狼藉」「バサラ」「下剋なかった。折しも南北朝の分裂状態は続き、分裂は個々の権門家の内部なかった。近も東北朝の分裂状態は続き、分裂は個々の権門家の内部では、直義に不満を持つ新興領主層や足利氏の根本被官も少なく

> 月に毒殺された。四十七歳であった。 直義は「社会はただ力によってではなく、法によってこそ規律される直義は「社会はただ力によってではなく、法によってこそ規律される」という考え方を持っており(文献一)、無法行為に対して厳べきである」という考え方を持っており(文献一)、無法行為に対して厳心をである」という考え方を持っており(文献一)、無法行為に対して厳心をである」という考え方を持っており(文献一)、無法行為に対して厳心をである」という考え方を持っており(文献一)、無法行為に対して厳心をである」という考え方を持っており(文献一)、無法行為に対して厳心をである」という考え方を持っており(文献一)、無法行為に対して厳心をである」という考え方を持っており(文献一)、無法行為に対して厳心をである」という考え方を持っており(文献一)、無法行為に対して厳心をである。

りの直義論を提出することにする。

・ 本書の主義論を提出することにする。
・ 正当な評価が案外少ない。また、研究も多くない。そこで、私な内乱に発展した。悲劇と言う他はない。直義に対する後世の評価を調べた。そこに高兄弟、側近たちの我欲が複雑に絡み合い、増幅しあって、た。そこに高兄弟、側近たちの我欲が複雑に絡み合い、増幅しあって、た。そこに高兄弟、側近たちの我欲が複雑に絡み合い、増幅しあって、た。そこに高兄弟、側近たちの我欲が複雑に絡み合い、増幅しあって、方、尊氏は長期の序を崩して兄を凌ごうとする態度がなかった。直義は政道について高い理想と見識を持っており、私の理解するとりの直義論を提出することにする。

影響に注目した。 第四節では、直義の政道と禅学について検証する。夢窓疎石から受けた第三節では、建武式目の考察をして、直義の政治思想を考える。研究によって明るみに出た、直義の肖像画について検証する。第二節では、直義のパーソナリティについて検討する。特に、近年の

4節では、直義の法意識と観応の擾乱の関係について試論を述べる。

副将軍、直義の素顔

ろう、とした。(文献二) 像」のモデルは足利尊氏、国宝「伝藤原光能像」のモデルは足利義詮であのモデルは、足利直義に違いない、また、同寺の所蔵する国宝「伝平重盛のモデルは、足利直義に違いない、また、同寺の所蔵する国宝「伝評頼朝像」す大胆な新説を公表した。神護寺に伝わる肖像画で国宝の「伝源頼朝像」美術史家で東京国立文化財研究所の米倉迪夫氏が、それまでの常識を覆美術史家で東京国立文化財研究所の米倉迪夫氏が、それまでの常識を覆

さて、像主とされた足利直義は、頼朝に比べると知名度の下がること部の美術書や検定教科書では、新説に沿って書き換えが進んでいる。すことになる新説に対して、多くの方はとまどいを覚えるだろうが、一理知的で威厳のある画像の風貌とが見事に重なる。そうした先入観を覆として、広く国民に認知されてきた。鎌倉幕府創設者というイメージと、「伝源頼朝像」については従来、十二世紀初頭に藤原隆信の描いた作品

作時期を一世紀以上後世に下げなければならない。



足利直義像(神護寺蔵)

記」に基づいて十二世紀初頭にすると、いくつかの不自然な点が残り、制鎌倉時代末期にならないと現れない。要するに、描かれた時期を「略と事がある。その本論に入る前に、米倉論文の概略を紹介する。まず、従来の説の疑問点を洗い出している。第一に、神護寺蔵の三幅と「略像画を、伝頼朝像、伝平重盛像、伝藤原光能像と判定したのは、古文献に別の記載とを結びつける確たる根拠があるわけではない。第二に、描記」の記載とを結びつける確たる根拠があるわけではない。第二に、描記」の記載とを結びつける確たる根拠があるわけではない。第二に、描記」の記載とを結びつける確たる根拠があるわけではない。第二に、描記」の記載とを結びつける確たる根拠があるわけではない。第二に、描記が要がある。その本論に入る前に、米倉論文の概略を紹介する。まず、従来の説の疑問点を洗い出している。第一に、神護寺蔵の三帽と「略像画を、大規・では、大規・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・に、大力・では、大力・大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・大力・では、大力・大力・ないが、大力・のは、大力・対力・では、大力・対力・では、大力・大力・では、大力・では、大力・大力・大力・大力・対力・大力・を紹介する。

米倉氏は結局、「神護寺略記」の記述と現存する肖像画とを関連づ氏、左の画像を直義と推定した。

尊氏四十一歳、直義四十歳であった。」と結論づけた。 で尊氏と直義の画像であった可能性はきわめて高いと思われる。時に像は、この時に足利直義が足利家の将来へ期するものを込めて奉納し日に画像を納めた、としている。「したがって現平重盛像、現源頼朝夏二十三日記之」とあることから、一三四五(康永四)年四月二十三瀬渡寺に奉納した時期として、直義文書の末尾に「丁時康永乙酉孟

米倉氏はさらに、上畳束帯姿に注目した。東帯は「宮廷社会におけるのかか」と述べている。 といか」と述べている。 という形式に支えられている」(文献三)という説を引用し、「神護寺朝廷から征夷大将軍に補任され、武家の棟梁であることを承認されてい由として、「幕府の存在、鎌倉殿の後継者である足利家の存在は、尊氏が由として、「幕府の存在、鎌倉殿の後継者である足利家の存在は、尊氏が由として、「幕府の存在、鎌倉殿の後継者である足利家の存在は、尊氏が由として、「幕府の存在、鎌倉殿の後継者である足利家の存在は、他と区別よいら近野である、という形式に支えられている」とする。 大倉氏はさらに、上畳束帯姿に注目した。 東帯は「宮廷社会におけるないか」と述べている。

の太刀といって、衛府の武官が佩くものである。 るが、室町期には実用性がはなはだ後退していた。脇差しは毛抜き型別に強装束の名で呼ばれ、平安時代末から流行した官人の着衣であぶり、笏を持ち、太刀を佩き、黒い上巻(袍)を羽織っている。袍は気品があり、副将軍としての威厳と意志の強さを感じさせる。冠をかある束帯姿で、上畳の上にやや斜めに座っている。その容姿は面長で改めて、神護寺の足利直義像を見ると、宮廷における官人の正装で

窓ら二十四名が和歌を奉納している。 あった。その前年の十月には、高野山の金剛三昧院に、尊氏、 するに当っては朝廷に奏上し、勅許を得た。ときに康永四年二月六日で 各国に一寺一塔を建て、寺を安国寺、塔を利生塔と呼んだ。計画を推進 利生塔の創設がある。これは、奈良時代の国分寺の制度に似ており、 窓の提言から生まれた事業に天竜寺の造営事業がある。 夢窓疎石に帰依して法談を交わし、 義兄弟は、公的にも私的にも宗教に接近した。兄弟はつとに臨済宗の 止まらず、 は、北畠親房の東国計略の失敗、常陸の関・大宝城の陥落など凋落が 境を確かめてみよう。南朝方は一三三九年に後醍醐天皇が逝去した後 神護寺に画像を寄進した康永四年の、 軍事的な対立は終焉を迎えていた。信仰心の篤い尊氏・直 政治上の提言にも耳を傾けた。夢 足利氏をとりまく政治的な環 また、 直義、夢 安国寺

言える、天竜寺の落慶供養があった。その日は「貴賎岐に充ち満いなれから四ヶ月後の八月二十九日に、康永四年の最大のイベントといか

頼朝像と間違われて伝承された。

取出を整理すると、幕府を開設してからやがて十年になろうとする以上を整理すると、幕府を開設してからやがて十年になろうとする以上を整理すると、幕府を開設してからやがて十年になろうとする以上を整理すると、幕府を開設してからやがて十年になろうとする以上を整理すると、幕府を開設してからやがて十年になろうとする以上を整理すると、幕府を開設してからやがて十年になろうとする以上を整理すると、幕府を開設してからやがて十年になろうとする

知られている。 一直義の人物評については、「梅松論」の引く夢窓疎石の言葉がよく

てある。その後、尊氏は政務に関して少しも口を挟むことがなかった、と書い辞退をした。兄の意志が固かったので折れて政務を執ることになった。う。言葉は続いて、兄尊氏から政道を譲られたけれども、直義は再三直義の性格は潔く賢く正直で、誠実さがあり、偽る様子がない、とい面教の振廻廉直にして実実しく、いつはれる御色なし。

いから捨てがたい」と言っている。に私心がないから捨てがたく、尊氏は弓矢の将軍で、さらに私曲がな兄弟に仕えた武将、今川貞世は「難太平記」のなかで「直義は政道

兄弟の性格の違いを説明するのに、よく引き合いに出されるのが、

清廉な性格があったようだ。 日記、貞和元年八月一日の条)尊氏には気前の良さがあった。直義は、日記、貞和元年八月一日の条)尊氏には気前の良さがあった。光明天皇のまうので、夕方には一物も残らなかったという。これに対して、直義によると、尊氏は贈り物を受け取ると、片端から周囲の人に与えてしれであり、武家社会では年頭の祝儀と並んで重んじられた。『梅松論』八朔の祝儀のときの対応ぶりである。八朔は八月一日に行う贈答の儀

振舞い同様に、ストイックな姿勢が窺える。る田楽などをまったく愛さなかった、という記載がある。八朔の時の義堂周信の書いた『空華日用工夫略集』に、直義は政道の妨げにな

を、画家がみごとに描ききっているからである。な直義のパーソナリティ、あるいは奉納したときの政治的な立場や威厳神護寺の直義画像が名画として高い評価を得たのは、右に述べたよう

べ、最後に式目のなかに直義の政治思想を読み取りたい。まず、どういう政治情勢の下で策定されたか、次にその内容について述の基本政策である。直義はその策定に重要な役割を果たした。本節は「建武式目」は一三三六(建武三)年十一月七日に公布された、幕府

総好の機会であった。
 総好の機会であった。
 総好の機会であった。
 他好の機会であった。
 他好の機会であった。

答え、全体としてみると、尊氏に対する答申書の様式をもつ。建武式目の構成は、まず前言を置き、続いて、当面する二つの課題に

審議結果を答申する。憂いを休むる」ためであると述べる。続いて、次の二つの課題について、憂いを休むる」ためであると述べる。続いて、次の二つの課題について、の必要を掲げ、制定目的は「善政」を施すことであり、「早く万人の前言は冒頭において「時に量り制を設く。」時代に適応した法制度

- 都)に移すべきか。) 前代を踏襲して鎌倉に幕府をおくべきか、それとも他所(京
-) 今後の政道はどうあるべきか。
- る。の意見が京都遷都にあるならば「衆人の情に随うべきか。」としていの意見が京都遷都にあるならば「衆人の情に随うべきか。」としていいきとの重要性を強調する。そして「諸人若し遷移せんと欲せば」大勢を後退させ「居所の興廃は、政道の善悪に依る。」と、善政を敷く条氏は滅亡したことを指摘、しかし場所は二義的なもの、とその重要性と述べて、最適の土地であると持ち上げる一方、ここに都を置いた北と述べて、最適の土地であると持ち上げる一方、ここに都を置いた北(一)について、「鎌倉は「武家に於いて、尤も吉土と謂ふべき。」

週間朝日百科「日本の歴史」所収)という。 拠をもつ鎌倉以来の伝統的武士団が多く占めていた。」(「京都の幕府」は鎌倉の幕府の主張者であり、その理由は「直義派の勢力も東国に本直義の本心はどちらにあったか、笠松宏至氏の考えによると、直義

- 進行していた。つながりが深まっており、朝廷工作や京都復興の政務手続きは現地でつながりが深まっており、朝廷工作や京都復興の政務手続きは現地でにおいては、解決済みであったと言えよう。すなわち、幕府と京都の(一)の問題は、式目の制定された、建武三年十一月七日という時点
- 細目はこれからのテーマであり、式目の主眼はこちらにある。 (一)の幕府の所在地の選定を過去のテーマとすれば、(二)の政道の
- 子の思想は、分裂から融和への指針となれる言霊であり、当時の貴族、時代は殺伐たる空気に満ちていたが、「和を以って尊しと為す」という太を支柱にして大胆な政治改革をした聖徳太子を理想としていた。直義の十七条を強く意識したとみられる。後に触れるように、直義は仏教精神(二)の細目は十七条に分かれており、その数は、聖徳太子の憲法

たとみてまずまちがいあるまい。」(前掲書) してその内容の決定までの道筋には、直義の影響がきわめて大きかっしてその内容の決定までの道筋には、直義の影響があると言い切る。「(二)に一貫する政治思想も後の直義直義の影響があると言い切る。「(二)に一貫する政治思想も後の直義義の政治思想が骨格になったとするのが妥当であろう。笠松宏至氏は東したことから、形式的には尊氏が制定者と言えようが、その内容は直申したことから、形式的には尊氏が制定者と言えようが、その内容は直申したことから、形式的には尊氏が制定者と言えようが、その内容は直申したことから、形式的には尊氏が制定者と言えようが、その内容は直伸したことがあるまい。」(前掲書)

ることにする。 次に、いくつかの条文を個別に見ながら、特徴のある思想を見つけ

とストイックな持戒の精神で武家衆を律しようとする意識が窺える。博奕に及ぶことを禁制している。冒頭の二条は、要するに、質素倹約あろう。第二条「群飲佚遊を制せらるべき事」では女色に耽ること、あろう。第二条「群飲佚遊を制せらるべき事」では女色に耽ること、あろう。第二条「群飲佚遊を制せらるべき事」では女色に耽ること、あろう。第二条「群飲佚遊を制するべきか」と強く警戒している。婆佐修の流行に対して「尤も厳制有るべきか」と強く警戒している。婆佐修の流行に、人倫道徳の基本規律を説く条文がいくつかある。第一条「倹第一に、人倫道徳の基本規律を説く条文がいくつかある。第一条「倹

第五条「京中の空地、本主に返さるべき事」は当時、京都市中は空き地が活計を失う。強者の横暴から弱者を守ることをねらいとした条項である。がかりをつけて家屋を破壊する武士がいた。家を失えば浮浪者となって止めらるべき事」貧しい人たちがようやく私宅を作っても、何かと言い止めらるべき事」は、強盗、殺人、略奪などの取締まりを表明をしていを鎮めらるべき事」は、強盗、殺人、略奪などの取締まりを表明をしていき。人命と財産を保護し治安を回復することは、治世の基礎であり、幕る。人命と財産を保護し治安を回復することない 原都市中は空き地がある。第三条「狼藉第二に、人命や財産の保護安堵を表明した条文がある。第三条「狼藉第二に、人命や財産の保護安堵を表明した条文がある。第三条「狼藉

着を促し、併せて京都の復興と、人心の収攬を目指した。されたのである。幕府は帰還した貴族の土地の還付を命じて、彼らの定貴族の多くは、後醍醐帝に随って比叡山に避難したので、留守中に横領多く、それを不法占拠する輩がいたので、明け渡しを指令した。地主の

を打ち出した。土倉役は酒屋役と並んで、幕府の財源でもあった。を興行せらるべき事」では、動乱の打撃を受けた金融業と質屋の復興第三に戦後復興の政策を掲げた条文がある。第六条「無尽銭・土倉

支給すればよく、能力本位で選ぶよう求めている。 政務能力の高い者を任命すべきである、とした。軍忠ある者には荘園を古之吏務)であり、国内の治まり具合はこの職に依拠している、と言い、人殊に政務の器用を択ばるべき事」の条文のなかに、守護は昔の国司(上、四に、地方政治の要として、守護を重視した。第七条「諸国守護

とする、儒教道徳の色あいを持った条文であり、直義の政治思想の一面が窺える。第十三条「礼節を専らにすべき事」は、君臣関の秩序を正そうるべき事」も同様に、銅臭を退けて清廉な政治を実現しようとする理想るべき事」は、4頁で紹介したとおり、八朔の贈り物を受け取らなかった直義の事」は、4頁で紹介したとおり、八朔の贈り物を受け取らなかった直義の事」は、4頁で紹介したとおり、八朔の贈り物を受け取らなかった直義の事」は、4頁で紹介したとおり、八朔の贈り物を受け取らなかった直義の事別に、政道の心得を説いている。幕府と守護とその被官に対する、第四に、政道の心得を説いている。幕府と守護とその被官に対する、

憬がある。

「機能である。

「は、一年のであり、内乱を早期に収束し、復興と秩序の画政への憧め儒教道徳、聖徳太子の政道、延喜天暦の治、義時・泰時の善政への憧さい、有能な人材を配置して仁政を敷こうとし、内側から政道が弛緩すをで、有能な人材を配置して仁政を敷こうとし、内側から政道が弛緩するのを警戒して、引き締めようとする。直義の政治思想を窺うに、中国あの儒教道徳、聖徳太子の政道、延喜天暦の治、義時・泰時の善政への憧を実現がある。

四

直義の政道と禅学

こ。目指したのは、建武式目を実務に反映させて善政を敷くこと、であっ将来の文治政治への移行を視野に入れて、法的な環境を整えた。直義がた。そういう時期に、直義は側近と一緒になって建武式目を制定した。幕府の二頭政治なかで、武門を統率するのは、尊氏1高ラインであっ

関する記述がない。それをどう考えたらよいのだろうか。たのだろうか。不思議なことに「太平記」「梅松論」には建武式目に選出の人々の目にどのように映り、どのように迎えられ

なかったのかもしれない。
ここでは、中世における法意識は近代的なそれとはかなり違っていここでは、中世における法意識は近代的なそれとはかなり権威が低下すれば効力を失う。その点、昔も今も変わるるが、宗派や王権の権威が及ばないところに効力はなく、また、内部味していた。「仏法」とか「王法」という、普遍性を帯びた用例もあ味していた。「仏法」とか「王法」という、普遍性を帯びた用例もあいたことを指摘したい。一般的な法の意味は「やり方」や「作法」を意たことを指摘したい。一般的な法の意味は「やり方」や「作法」を意なかったのかもしれない。

仁」を抑圧する政治姿勢でもある。(文献三 一六四頁) に」を抑圧する政治姿勢でもある。(文献三 一六四頁) に」を抑圧する政治姿勢でもある。(文献三 一六四頁) に」を抑圧する政治姿勢でもある。その政務の実際について、引付方には、第一節に記したとおりである。その政務の実際について、引付方には、第一節に記したとおりである。その政務の実際について、引付方には、第一節に記したとおりである。その政務の実際について、引付方には、第一節に記したとおりである。(文献三 一六四頁) に直義は二頭政治において、統治権を握り、領域支配権を分担したこと直義は二頭政治において、統治権を握り、領域支配権を分担したこと

る勢力も、北朝の天皇や貴族、あるいは僧侶、神官につながる人々にることによって、幕府の権威の高揚をはかろうとした。直義を支持す直義は幕府と朝廷・寺社との関係を重視し、伝統的な秩序を擁護す

治家ではなかった。それは、次のような事例からも伺える。広がった。直義は単に武家の代表として、武家衆を擁護するだけの政

御車は路頭に倒れて、あさましい姿をさらした。ん。」と暴言を吐き、馬上から犬追物同然に矢を射で、一行を混乱に陥れ、れた頼遠は、立腹して「なに院といふか、犬と言ふか。犬ならば射ても落さの一行もここを通りかかって鉢合わせをした。院の随身に下馬を命じらした。御幸から帰る途中の院の行列が、五条あたりを過ぎたとき、頼遠した。御幸から帰る途中の院の行列が、五条あたりを過ぎたとき、頼遠一三四二(康永元)年、土岐頼遠による光厳院への狼藉事件が発生

とて、皆人恐怖して、直義の政道をそ感じける。」と記している。であったようだ。『太平記』は「天地・日月いまだ変異は無かりけりて、厳しさの中にも温情を示した。当時の人々の反応は直義に好意的氏に渡し、六条河原で首を刎ねさせた。しかし、子孫の安堵は保証しるくさしおかば、向後の積集たるべし」として、頼遠を侍所の細川顕なしを依頼した。しかし、直義の処断は厳しく、「これ程の大逆をゆて、尊氏・直義の帰依していた臨済宗の高僧、夢窓疎石に穏便なとり頼遠は罪の重大さに気づき、美濃へひきこもったが、やがて上京し

われるので、次にその点を考える。の夢窓疎石に帰依した。疎石は直義の政道に一定の影響を与えたと思の夢窓疎石に帰依した。疎石は直義の政道に一定の影響を与えたと思言義は政務のかたわら禅学にも励んだ。兄の尊氏とともに、臨済宗

章氏・直義兄弟と疎石の出会いは、建武年間にさかのぼる。細川顕 尊氏・直義兄弟と疎石の出会いは、建武年間にさかのぼる。細川顕 尊氏・直義兄弟と疎石の出会いは、建武年間にさかのぼる。細川顕 尊氏・直義兄弟と疎石の出会いは、建武年間にさかのぼる。細川顕 尊氏・直義兄弟と疎石の出会いは、建武年間にさかのぼる。細川顕 尊氏・直義兄弟と疎石の出会いは、建武年間にさかのぼる。細川顕

造営がある。後醍醐天皇の四十九日にあたる一三三九(暦応二)年十善夢窓疎石の献策が尊氏・直義兄弟に採用された例として、天竜寺の

て名誉を与えた。 を進言した。直義は特別税を徴収してこれを実現し、疎石を開山にし月五日、天皇の菩提を弔い、国家安泰を実現するために嵯峨野に造営

を受けていた。 童義と疎石の間には禅問答録があり、それは『夢中問答』三巻とし 直義と疎石の間には禅問答録があり、それは『夢中問答』三巻とし 直義と疎石の間には禅問答録があり、それは『夢中問答』三巻とし 直義と疎石の間には禅問答録があり、それは『夢中問答』三巻とし を受けていた。

問答の中で、禅と政治にかかわる一則がある。

やらぬよしを申す人あり。その謂われありや。問、余りに善根に心を傾けたる故に、政道の害になりて、世も治まり

を念頭に置いたのであろう。直義は内政と司法の統括者として、性善が余りに仏教崇拝に熱心だったために、侯景に天下を奪われたことなどが、楚軍に武士の情けをかけて敗北した「宗襄の仁」の故事や、梁の武帝為政者が善根ぶりを発揮したために災いを招いた例として、宋の襄公質問は短いが、直義の胸臆にときどき去来した疑問であったと思う。

と思う。夢窓の回答の要点は次のようであった。説・性悪説のどちらを基本にして幕府を運営するのか迷うことがあった

となからむや。」
に傾け給はば、この世界やがて浄土にも成りぬべし。いはむや治るこに傾け給はば、この世界やがて浄土にも成りぬべし。いはむや治るこにの前諡せぬことは、偏にこれこの故なり。何ぞ御心を善根に傾け給上の静謐せぬことは、偏にこれこの故なり。何ぞ御心を善根に傾け給「仁義の徳政はいまだ行われず、貴賤の愁歎はいよいよ重なる。世

薩なり。」

「大学のでは、ことが政道の書になる、といった俗説を退け、善根に心を傾けること、すなわち仁政を政道の基本とすべきであると説いた。
「は道を修業する菩薩になる、という指摘もした。「仏法のために世法をに心を傾けること、すなわち仁政を政道の基本とすべきであると説いた。善根に心を傾けることが政道の害になる、といった俗説を退け、善根

世られたり。」(傍点は筆者の付けたもの) といれたり。」(傍点は筆者の付けたもの) といれたり。」(傍点は筆者の付けたもの) とって、聖徳太子を挙げている。李政界にあって菩薩行をした人物として、聖徳太子を挙げている。李政界にあって菩薩行をした人物として、聖徳太子を挙げている。「李政界にあって菩薩行をした人物として、聖徳太子を挙げている。「李政界にあって菩薩行をした人物として、聖徳太子を挙げている。「李政界にあって菩薩行をした人物として、聖徳太子を挙げている。「李政界にあって菩薩行をした人物として、聖徳太子を挙げている。「李政界にあって菩薩行をした人物として、聖徳太子を挙げている。「李政界にあって菩薩行をした人物として、聖徳太子を挙げている。「李政界にあって菩薩行をした人物として、聖徳太子を挙げている。「李政界にあって菩薩行をした人物として、聖徳太子を挙げている。「李政界にあって菩薩行をした人物として、聖徳太子を挙げている。「李政界にあって菩薩行をした人物として、聖徳太子を挙げている。「李政界にあって菩薩行をした人物として、聖徳太子を挙げている。「李政界にあって菩薩行をした人物として、聖徳太子を挙げている。「李政界にあって持たもの)

興されしことは、偏に仏法興行のためなりと承りしかば、たとひ天下の任者である直義に、次のような示唆に富む言葉をかける。「今度、義兵を定する思想の持主であったことは疑いない。そして、今の政道の最高責う。聖徳太子は一方で、善根を為すことを妨害した物部守屋を誅伐した。ために政治は積極的に参加すべきとする、夢窓疎石の思想の一端であろために政治は積極的に参加すべきとする、夢窓疎石の思想の一端であろに仏法のため」「政道のため」が強調されている。それは、仏国土建設の

種々の荒言に及べり。」かやうに申さるる人の、魔心をも翻し給はば、一分の益もあるかとて、人、一同に妨げ申すとも、害心の破れ給ふ御事はあらじと存ずれども、

かに用意されていた。 直義が高師直・師泰らを排斥する理論的な根拠は、疎石との問答のな

五 法の番人、直義の立場

対立は、やがて、直義党、高党とも呼ばれる党派を生み出した。 諸政策の立案、遂行をめぐる矛盾が芽生えはじめた。」としている。この 沈静化するにつれて、 と過程については「康永年間(一三四二~四四)に入って、戦乱が次第に 四)として、その原因を二頭政治の矛盾に求める。それが激化する時期 朝廷や寺社との関係を改善して声望を高めた。しかし、幕府の上層部を つねに政権内部に矛盾と対立、混乱を発生させる原因であった。](文献 諦と考えて建武式目の制定に主導的な役割を果たした。実務においても、 的に突進する、利己的な風潮であり、秩序破壊を辞さない態度である。 を武器にして、更なる欲望を満たすために、なりふりかまわわずに目 ラ」といった社会現象として語られることが多い。権力、腕力、金力 佐藤和彦氏は「室町幕府における尊氏と直義による将軍権限の分掌がね 二分した観応の擾乱に巻き込まれ、非業の死を遂げた。なぜであろうか。 直義は法が力を持ち、幕府が法の番人として機能することを治世の要 北朝時代の世相の特色については、「自由狼藉」「下剋上」「バサ 、直義と師直の意見の対立が表面化し、幕府内部で

ていた。| よび奉行人層の人々」であり、「寺院勢力や荘園領主層を味方に引きつけ」をでを行人層の人々」であり、「寺院勢力や荘園領主層を味方に引きつけー直義党の構成者は「足利氏一門中の有力者と鎌倉以来の有力御家人お

事を歴代分掌してきた功績に加え、軍事的な功績が抜きん出ていたことつとめた。高兄弟が幕政の要職を占めることができたのは、足利家の執を管轄する恩賞方長官をつとめ、師泰は守護を管理統括する侍所長官を献五)であった。師直らは、尊氏の側近中の側近であった。師直は恩賞高党に参加したのは「足利氏根本被官や、機内近国の新興領主層」(文

でて詠んだ和歌が載っている。「風雅集」には、戦勝後に、住吉社に詣ち、顕家を和泉阿倍野で倒した。「風雅集」には、戦勝後に、住吉社に詣軍を発して、美濃・伊勢・大和へ乱入したときに、師直は奈良で迎え撃あった。近いところでは、一三三八(暦応元)年、北畠顕家が奥州から大による。尊氏の股肱の臣であり、共に死地をくぐりぬけた歴戦の勇士でによる。尊氏の股肱の臣であり、共に死地をくぐりぬけた歴戦の勇士で

た。家を討伐した功績により、高一族の守護国は三カ国から六カ国に倍増し家を討伐した功績により、高一族の守護国は三カ国から六カ国に倍増しこの歌は、武功を歌い、得意の気分にひたっている様子が窺える。顕天くだるあら人神のしるしあれば世に高き名はあらはれにけり

と推測している。(文献六)知らない筈はなく、直義を退ける策を尊氏に告げたかもしれない。」知らない筈はなく、直義を退ける策を尊氏に告げたかもしれない。」い、と思ってゐた。」と記している。そういう尊氏の気持ちを師直がはどうかして直義から義詮へとうつくしく天下を譲り与えて貰ひたある。高柳光寿氏は今川貞世の【難太平記』の一節を引き、『「尊氏直義と師直の対立には、後継者問題もからんでいた、という指摘も

た方向である。 た方向である。 た方向である。 それは、夢窓疎石との問答のなかで次第に明確になったはなかろうか。それは、夢窓疎石との問答のなかで次第に明確になったを除いて、政界の刷新浄化を進めようと、ある時期、思いつめたの推論を加えたい。理想家肌の政治家であった直義は、政道を妨げる勢発展した、とする従来の見解に異存はない。ただ、もう一つ私なりに齲等がからんでおり、当事者の野心や欲望が対立を増幅して内訌へと齲等がからんでおり、当事者の野心や欲望が対立を増幅して内訌へと齲にの援乱に至るまでのどろどろとした対立の裏には、二頭政治と

るをえない。とすれば、自由狼藉・下剋上・バサラを志向する勢力とは対立を深めざとすれば、自由狼藉・下剋上・バサラを志向する勢力とは対立を深めざ厳格に適用しようとすれば、あるいは、式目の条文を社会に適用しようとなるそれらの危険な徴候を抑え込む意図を持っていた。式目の理念を「建武式目」は、自由狼藉、下剋上、バサラを禁じており、乱世の要因

の信用度も低くならざるをえない。幕府の法を効果あらしめるには、第都合が悪い。遵法精神の欠如した世の中では、法の実効性は乏しく、法建武式目の法的な効力を高めるためには、武力が幅を利かせる乱世は

世には座りの悪い法治政治をいかに定着させるかに苦心した。
世には座りの悪い法治政治を進める環境にほど遠かった。直義は、乱あろう。
現実には、文治政治を進める環境にほど遠かった。直義は、1十八日に暦応と改元されるが、その年号の決まるの建武五年八月二十八日に暦応と改元されるが、その年号の決まるの建武五年八月二十八日に暦応と改元されるが、その年号の決まるの建武五年八月二十八日に暦応と改元されるが、その年号の決まるの建武五年八月二十八日に暦応と改元されるが、その年号の決まるの建武五年八月二十八日に暦応と改元されるが、その年号の決まるの建立をは、文治政治を一刻も早く実現することである。北朝世には座りの悪い法治政治をいかに定着させるかに苦心した。

一朝にして埋まるものではなかった。存していた。しかし、高党と直義党の政治手法の違い、個性の違いは、とする直義党は、尊氏と直義の二頭政治のなかにポストを分掌して共とする直義党は、尊氏と直義の二頭政治のなかにポストを分掌して共法理よりも軍事で押していく高党と、軍事よりも法理で統治しよう

国王をば、いづかたへも皆流し捨てたてまつらばや」と。 といふ所の有りて、 に王という人のましまして、そこばくの所領をふさげ、 している。また、法皇や天皇に対しても、大胆不敵な態度をとった。「都 まった人が高兄弟に泣きついてきた。「よしよし師直そら知らずして見せ う論法である。あるいはこんな話もある。罪過あって所領の没収の決 行せよかし」とそそのかしたという。欲しければ分捕ってしまえ、とい 少所と嘆きたまふ。その近辺に寺社・本所の所領あらば、境を越えて知 ある話として、高氏の家来がもらった所領の少ないことを聞くと「何を 序に対する挑戦的な態度をしばしば見せる。例えば『太平記』巻二十六に る岩清水八幡宮に放火したことを記している。また、既成の価値観や秩 作戦をとった。『太平記』巻二十には、源氏の霊神、八幡大菩薩を祀 き道理あるならば、木を以て造るか、金を以て鋳るかして、 て知行せよ。」と、例え将軍の命令でも無視してしまえ、と強引な助言を んずるぞ。たとひいかなる御教書(将軍の通達書)なりとも、ただ押さへ 高師直・師泰らは嵩神の観念が薄く、ときどき寺社に放火する手荒な 馬より下るるむつかしさよ。もし王なくて叶ふまじ 内裏・院の御所 生きたる院

に豪邸を築き、「月卿雲客の御女」「やんごとなき宮腹」に足しげく「太平記」巻二十六「執事兄弟奢侈の事」には、師直は一条今出川

た。また、仏塔の九輪を溶かして茶釜に鋳直させた話もある。地を接収して山荘を造り、墓を壊し、土地の所有者を殺す非道を働い通って女色にふけった、と書いてある。また、師直の家人は貴族の土

いが、その後の経過をみると、同意を得ずに排斥に動き出したようだ。義は尊氏の同意を得なかった、そう断定できる資料があるわけではなしていたと私は思う。しかしながら、高師直兄弟の排斥について、直杉重能、畠山直宗ら直義派の面々も、かねてから高氏排斥の意図を有が直義を動かしたように『太平記』は書いているが、直義自身も、上直義は危険を承知の上で、高氏の排斥へと動き出した。妙吉の意見

ハ むすび

熱的に改革を進めたが、政敵の巻き返しも激しく、失脚した賢人である。熱的に改革を進めたが、政敵の巻き返しも激しく、失脚した賢人である。東京ないで、裁判の迅速化、公平さ、弱者への配慮を打ち出すなど、開明のなかで、裁判の迅速化、公平さ、弱者への配慮を打ち出すなど、開明のなかで、裁判の迅速化、公平さ、弱者への配慮を打ち出すなど、開明直義にもっと仕事を続けさせるべきだった。義詮を後継者に育てたいた直義にもっと仕事を続けさせるべきだった。義詮を後継者に育てたいた直義は、足利氏の当主たる尊氏に最も大きな責任があると私は思う。漢擾乱は、足利氏の当主たる尊氏に最も大きな責任があると私は思う。漢類応の擾乱で直義が倒れて、天下も幕府も足利氏も動揺した。観応の

文献一【太平記の時代】

新田一郎

二〇〇一年

平凡社

吉川弘文館

一九九五年

集」から引いておく。で、ある日の直義が兄と連歌に遊んだことを示す作例の一つを「菟玖波で、ある日の直義が兄と連歌に遊んだことを示す作例の一つを「菟玖波ほど多くないが、短歌、連歌、漢詩を残した。紙幅が尽きてしまったの最終節は直義の文芸について話題にするつもりであった。数はそれ

は反対であるです。左兵衛督の連歌に

賢きは友をえらぶぞ習ひなる

る 前大納言尊氏

三度となりをかへてこそすめ 左兵

め 左兵衛督直義

直義の句は孟母三遷の故事をふまえている。

「受理年月日 二〇〇三年九月三十日」

文献六【足利尊氏】

文献五【鎌倉室町人名事典】

文献四『太平記の世界』

佐藤和彦羽下徳彦

安田元久編

新人物往来社一九八五年新人物往来社一九九〇年

高柳光寿

春秋社

一九八七年

文献三『中世日本の政治と史料』

文献二『源頼朝像ー沈黙の肖像画』米倉迪夫